

8/30 五神

自民党改憲案の論点

シリーズ

識者に聞く

自民党改憲案は9条2項の戦力不保持規定を削除し「国防軍」を創設したうえ、その役割として「国際的に協調して行われる活動」を盛り込んでいます。その問題点について名古屋大学の山形英郎教授（国際法）に聞きました。

（中祖寅一）

国際法の原則を確認しておく
と、武力の行使と武力による威嚇は禁止されています。例外として、「自衛権」と「国連憲章42条による軍事的強制措置（集団



名古屋大学教授 山形 英郎さん

国連決議なしで

自民党改憲案9条の2の第3項にある「国際的に協調して行われる活動」とは、国連の軍事的強制措置や平和維持活動だけでなくNATO（北大西洋条約機構）のような地域的機関による行動を含むと考えられます。しかし国連の現実からすれば、軍事的強制措置は、湾岸戦争のように国連の安保理のコントロールを受けない授權決議という形で実施されています。またイラク戦争（2003年）では、明確な安保理の授權のないまま軍事行動がとられ、イラク政府の転覆という事態になりました。アメリカの単独行動との批判も出る一方、黙示の授權があるという主張もアメリカ、イギリスから出されました。

米国の単独行動に協力

やまがた ひでお 1959年生まれ。京都大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得退学。立命館大学助教授などを経て、現在、名古屋大学大学院国際開発研究科教授。著書に『集団的自衛権容認を批判する』（共著、日本評論社）など。

自民党改憲案では「国連の決議に基づく」とは書かれておらず、イラク戦争のような事態においてアメリカの一方的な判断

に基づいて武力行使に参加する可能性を残すことになりました。日米安保体制のグローバル展開の必要が言われ、日本がアメリカを補完する役割を担わされている状況からすれば、このような9条改定は、いっそう危険なエリアに足を踏み入れることになります。

自衛権の「拡大」

国際法研究の中で私が一番気になるのは、いま国際法上の自衛権が国家実行においても学説においても大幅に拡大していることです。自衛権は本来、国家が他国に対し武力を行使することを想定し、侵略を受けた国が侵略国に対し防衛行動をとることだと理解されています。

ところが9・11テロのときに、テロ組織アルカイダの攻撃に対し、アルカイダをかくまうアフガンを自衛攻撃するという形が表れ、今、過激組織ISという国家ではない主体に対し自衛権を認めるというように、自

衛権の枠組みを広げる動きが出ています。国家との関連がなくとも、武力攻撃に匹敵するものがあれば、外国にいるテロ組織に対して自衛権を行使してよいというのです。このように自衛権概念が拡大している中で、安易に自衛権、特に集団的自衛権に乗っていくのは大変大きな危険をはらんでいます。

それに加え、自民党改憲案9条の2第3項後段では自国民保護のための武力行使が射程に置かれています。事実、25条の3では、在外国民の保護を国の義務と規定しています。しかし、国連憲章の原則を厳格に理解すべきです。領域国の同意無しに、自国民保護の武力行使を認めるのは極端な少数意見です。

これは自衛権・集団的自衛権を無制限に認めていくことの危険にかかわる問題ですが、米國をはじめ国際社会の動向とあわせ、慎重に見ていく必要があります。